

大分大学医学部附属病院地域医療対策委員会細則

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院地域医療対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域医療の推進に関すること。
- (2) 医師の紹介要請等に関すること。
- (3) その他地域医療等に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 医学科の教授 10人
- (4) 看護学科の教授 1人
- (5) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号から第5号までの委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副病院長のうちから病院長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成20年医学部附属病院細則第1-16号)

- 1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第3号から第5号までの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院地域医療対策委員会規程(平成19年医学部附属病院規程第1-2号)は、廃止する。